## 議案第32号

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例の一部改正について

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改 正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 3 月19日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例の一部を改正する条例

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27 年日出町条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利 用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報を いう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第2の16の項右欄第1号中「国民健康保険法」の次に「(昭和33年法律第192号)」を加える。

## 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から 施行する。

## 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例を改正したいので提出する。